

改 正 案	現 行
<p>(認定の申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 都市計画法第二十九条第一項の許可に係る事項</p> <p>リ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>ホ 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第五十一条の二第一項に規定する認可に係る事項</p> <p>へ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(認定証の交付)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 都市計画法第二十九条又は同法附則第四条の許可に係る事項</p> <p>リ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>ホ 土地区画整理法第四条第一項又は第十四条第一項に規定する認可に係る事項</p> <p>へ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(認定証の交付)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第三条 第一条第一項に規定する国土交通大臣に提出すべき申請書は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人を経由して提出することができるものとする。</p> <p>一 法第三十四条の二第二項第三号イ及びニ若しくは法第六十五条の四第一項第三号イ及びニに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業又は法第三十四条の二第二項第三号ハ及びニ若しくは法第六十五条の四第一項第三号ハ及びニに掲げる要件に該当する一団の住宅建設に関する事業 次のイからトのいずれかの法人</p> <p>イ 社団法人 全国住宅地協会連合会(所在地・東京都新宿区新宿一丁目二十六番六号)</p> <p>ロ 社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(所在地・東京都千代田区岩本町二丁目六番三号)</p> <p>ハ 社団法人 全日本不動産協会(所在地・東京都千代田区紀尾井町三丁目三十番)</p> <p>ニ 社団法人 都市開発協会(所在地・東京都千代田区永田町二丁</p>

目十四番二号)

ホ 社団法人 日本高層住宅協会 (所在地・東京都新宿区西新宿二丁目六番一号)

ヘ 社団法人 日本住宅建設産業協会 (所在地・東京都千代田区麴町五丁目三番)

ト 社団法人 不動産協会 (所在地・東京都千代田区霞ヶ関三丁目二番五号)

二 法第三十四条の二第二項第三号ロ及びニ又は法第六十五条の四第一項第三号ロ及びニに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業 財団法人 区画整理促進機構 (所在地・東京都千代田区平河町二丁目三番十一号)

2 国土交通大臣は、前項各号に定める法人に、前項の規定により当該法人を経由して提出された申請書に係る第二条に規定する国土交通大臣が行う事務の一部を補助させることができるものとする。